



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

経営は四則演算で

私の娘は現在小学4年生で、算数の授業では3けた以上の掛け算、割り算を習っているようです。これらがしっかり計算できるようになるため宿題も出されておりますが、割り算が中々苦戦しているようで、計算が本職(!?)の私が時々解法を説明したりもしています。とは言え私も筆算は高校の時以来やっておらず、思い出しながらなので間違えることもしばしば。改めて電卓のありがたみを再認識した次第です。電卓が無ければ税理士業は出来なかったかもしれないです(笑)

さて以前もお話ししましたが、税理士業で扱う計算そのものはそれほど難しくなく、小学校卒業レベルの計算力、つまり四則演算がソツなく出来れば十分です。言い換えると経営上で財務の数字を追いかけるのも、その程度の計算力で良いということです。そういうことであれば世の中の経営者が財務の数字に悩まなくて良いはずなのですが、中々そうはいかないですよ。そこには経営者が起こした行動があり、その行動を起こした結果が数字で表れるからです。そう考えると行動と数字上の結果がどうリンクしているのかの理解が重要と言えます。では経営上の「足し算」「引き算」「掛け算」「割り算」が使われる状況を紐解いてみましょう。

まず経営で最も重要な売上をどう上げていくかについてですが、ここでは「足し算」が出てきます。単純に「件数」を積み増していけば、それだけ売上は上がりますからね。そう考えると売上アップの基本は「足し算」の戦略と言えますが、売上を決定する要素はそれだけではなく「単価」や「回転数」もあり、算式にすると「売上高＝件数×単価×回転数」となります。ということは売上アップ戦略には「足し算」のみならず「掛け算」も必要と言えます。

ただ売上さえ上がっていれば経営は良いかと

いうと、当然ながらそうではありませんよね。最終的には「いくら利益が出ているか?」が重要です。つまり経費をどれだけ使うか?という「引き算」が出てきます。この引き算ですが、固定的に絶対に掛かるもの(家賃、水道光熱費、通信費、税理士報酬など)、売上によって変動するもの(仕入、人件費など)、事業主の裁量要素が強いもの(交際費、広告宣伝費、消耗品費など)を分けて考えないと上手くいきません。そのためには「売上の〇%を売上原価とする」「粗利益の△%を人件費とする」などの「割り算」も必要になります。これによっていくら売上げたら利益が出るのかという指標「損益分岐点」が見えてきて、事業としての目標が明確になります。

更に「これだけの広告宣伝費をかけることで、いくら売上アップが見込める」「総務、経理などの間接部門を充実させたことによって営業に集中できるようになり、売上が上げやすい環境が整う」「適材適所で人材を配置することで、従業員のモチベーションが上がり、ひいては生産性が上がって人件費の削減が見込める」など、いわゆる「シナジー効果」と呼ばれるものは、目に見えない「掛け算」です。ただ目に見えないが故に効果測定をしにくく、意識の外に行きがちで、経営が上手くいっていない原因の多くが、この「掛け算」の取り組みが不十分であるからだと思っております。

いずれにしても経営では「足し算だけ」「引き算だけ」などの発想では上手くいきません。四則演算が使われる状況をしっかり理解した上で、くまなく使うという行動に移していき、その結果を財務上の数字で確認することが重要です。今後のご面談でも上記を意識してお話していこうと思っておりますので、健全な経営にお役立て頂ければ幸いです。

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

① 10月から最低賃金がアップします ※再案内

8/4に厚生労働省の中央最低賃金審議会において、全国平均で最低賃金を63円引上げる答申がなされました。これにより東京都では**10/1**から**最低賃金は時給1,226円**となります。

上記賃金未滿で時給を設定している従業員がいる事業者様は、9月中に最低賃金以上に変更を検討し、当該従業員に新たな時給を通知して下さい。

② 定額減税補足給付金（調整給付）の不足額給付が実施されます ※再案内

令和6年度に実施した定額減税補足給付金（当初調整給付）の支給額に不足が生じた方に、追加で給付を行います。

令和7年7月下旬から順次、給付対象と思われる方及び対象になる可能性がある方へ書類を発送されております。書類が届いた方は必ず中身を確認して下さい。書類の内容によりその後の対応が以下の通り変わります。

◇給付決定通知書が届く方

手続きは原則不要で、給付時期や振込予定口座は給付決定通知書に記載しています。

但し、口座解約等により振込が出来なかった場合は改めて必要書類を発送します。必ず申請期限（※）までに必要書類を追加提出してください。

◇給付要件確認書・申請書が届く方

・郵送申請

必要事項を記入し、必要書類を同封の返信用封筒に入れて**申請期限**までに返送してください。

・電子申請

給付要件確認書に記載の二次元コードを読み込んで**申請期限**までに申請してください。

※申請期限：令和7年10月31日（金）（当日消印有効）

ご不明点がある方は、ご自身がお住いの自治体のHPでご確認下さい。

③ 令和7年10月1日より電子申告で使用するID・パスワードの新規発行が停止されます

現在、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxにより税務申告を行う主な方法としては、マイナンバーカード等を利用した「マイナンバーカード方式」のほか、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な措置として、税務署が本人確認を行った上で発行するIDとパスワードを利用した「ID・パスワード方式」があります。しかしマイナンバーカードの保有率が約8割となったことを受け、令和7年10月1日より今後新たにe-Taxで申告される方へは「マイナンバーカード方式」をご案内することとし、「ID・パスワード方式」で使用するID・パスワードについては、新規発行を停止することとなりました。

令和7年分のご自身の確定申告を「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成を考えられている方は、マイナンバーカードが必須になりますので事前にご準備ください。

なお既に「ID・パスワード方式」の届出をされている方は、引き続き「ID・パスワード方式」をご利用いただけます。

④ 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は下記URLにてご確認できます

https://www.tokyo-cci.or.jp/measures_info/





社宅の取扱い

会社が役員や従業員に対して住居を提供する「社宅」についてご存じでしょうか。会社が不動産を賃貸契約し、それを従業員に貸し出す福利厚生的一种です。この社宅制度を導入されているお客様が増えてきており、会社にとっても人材確保や定着に繋がる有効な手段です。そんな社宅の取扱いをお伝えします。

節税条件：賃貸料相当額の徴収

会社が負担する家賃（差額）を給与として課税されないためには、利用者から国税庁が通達で提示している「賃貸料相当額」以上の家賃を徴収することが必須です。

この賃貸料相当額の計算と、課税されないための基準は、役員と従業員で大きく異なります。

社宅家賃（月額）の計算一覧

計算基準等		
役員社宅	自己所有の社宅	$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の家屋の} \\ \text{固定資産税の} \\ \text{課税標準価格} \end{array} \right\} \times 12\% \left[\begin{array}{l} \text{木造家屋以外の} \\ \text{家屋については10\%} \end{array} \right] + \left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の敷地の} \\ \text{固定資産税の} \\ \text{課税標準額} \end{array} \right\} \times 6\% \left\} \frac{1}{12} \cdots A$
	借上げ社宅	上記Aと実際の支払賃借料の50%相当額とのいずれか高い方の額…B
	小規模住宅 木造…132㎡以下 非木造…99㎡以下 (自己所有・借上げ)	$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の家屋の} \\ \text{固定資産税の} \\ \text{課税標準価格} \end{array} \right\} \times 0.2\% + 12\text{円} \times \frac{\text{その家屋の} \\ \text{総床面積(㎡)}}{3.3(㎡)} + \left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の敷地の} \\ \text{固定資産税の} \\ \text{課税標準額} \end{array} \right\} \times 0.22\% \cdots C$
	・床面積が240㎡超の豪華な役員社宅にあつては内外装の状況等各種要素を総合勘定して時価(実勢価格)で評価。ただし、共同娯楽施設等を付帯しているもの等は対象外となる場合があります。 ・その住宅の一部を使用しているとき $(A、B \text{ 又は } C \text{ の額}) \times \frac{50(㎡)}{\text{その家屋の総床面積(㎡)}}$	
従業員社宅	自己所有・借上げ社宅	$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の家屋の} \\ \text{固定資産税の} \\ \text{課税標準価格} \end{array} \right\} \times 0.2\% + 12\text{円} \times \frac{\text{その家屋の} \\ \text{総床面積(㎡)}}{3.3(㎡)} + \left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の敷地の} \\ \text{固定資産税の} \\ \text{課税標準額} \end{array} \right\} \times 0.22\%$
	・上記計算額の50%相当額以上の賃貸料を徴収しているときは経済的利益はないものとして課税されません。	

※固定資産税課税標準額は、納税通知書によって確認できます。借上げている社宅の場合には、管理会社に問い合わせた大家さんから教えてもらう、もしくは物件所在地の市区町村の固定資産税課（東京23区は管轄都税事務所）に賃貸契約書を持参すれば、課税標準額を閲覧することができます。

制度導入・運用のためのチェックポイント

社宅制度を適正に運用し、税務上の否認リスクを避けるために、以下の2点を必ずご確認ください。

- ・契約名義の確認 社宅とする物件の賃貸借契約は、必ず法人名義で締結し、家賃の支払いも法人から行う必要があります。個人名義の契約で会社が家賃を負担した場合、全額が「住宅手当」として給与課税されます。
- ・適正な家賃の徴収 役員・従業員ともに、無償で社宅を貸与した場合や、上記で定めた基準額より低い金額を徴収した場合、その差額（または全額）が現物給与として課税され、法人税の損金算入も認められなくなります。

まとめ

社宅制度を見直すことで、従業員の満足度やモチベーションの向上につながる可能性があります。充実した社宅制度は求職者に対してのアピールポイントにもなるため、企業にとってはメリットとなります。ぜひ自社の福利厚生に取り入れてみて下さい。

ご不明点は当事務所までご相談ください。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 2月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、9月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思えますので、**10/31(金)**までに納付の対応をお願い致します。

納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際**納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**

2 小規模企業共済にご加入し月払いを選択されている方で、1年分の前納をご希望の方は事前に手続きが必要です。

→手続きの期限は**11/7(金)**までです。当事務所経由でご加入された方につきましては、必要書類をご用意しますので**10月末**までにご連絡下さい。

News

事務所の最新ニュースをお伝えします

9/13～14にかけて、開業以来初となる事務所慰安旅行を実施しました。

場所は所長の妻の祖母宅がある千葉外房、毎年恒例のスダチ狩りを事務所スタッフ総出で行おうとしましたが、今年の異常な暑さと水不足の影響か、「超」がつくほどの凶作で20個程度しか実がなっておりませんでした(T_T)

来年はリベンジしたいので程よい気候で、たくさんのスダチの実がなることを期待しています！



今年の成果



事務所スタッフ家族と



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

